

平成 17 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 L T T バイオファーマ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 稲垣 哲也
(コード番号 4566 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 仲田 博人
(T E L 03 - 5733 - 7391)

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は本日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 ならびに同 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを、平成 17 年 6 月 28 日(火)開催予定の当社第 3 期定時株主総会に以下の内容で付議する旨、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役および従業員の業績および企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高めること、ならびに当社監査役の適正な監査に対する意識を高めること、また、社外協力者の当社に対する参加意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼性の向上を図ることを目的として下記要領に記載のとおり当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役、監査役、従業員および社外協力者

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 1,500 株を上限とする。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の計算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割または株式併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

1,500 個を上限とする。なお、新株予約権 1 個につき発行する株式数は 1 株とする。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個につき発行する株式の数についても同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込を為すべき額

新株予約権の行使に際して払込を為すべき額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権の行使により発行または移転する株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に1.05を乗じた金額とする。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値のない場合は、その前日以前の各取引日に成立した終値のうち、新株予約権の発行日に最も近い日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、行使価額の調整は、以下のとおりとする。

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行、または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権および「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）による改正前の商法に基づく新株予約権の行使による新株発行の場合は、行使価額の調整は行なわない。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権の発行日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使可能期間

平成19年7月1日から平成24年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

その他の行使の条件については、本株主総会決議および取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の償却の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で償却することができる。

上記(7)に定める契約に従い、新株予約権は無償で償却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を必要とする。

以上